

危険物安全週間とは

危険物安全週間は、平成2年消防庁により制定され、以来毎年6月の第1週（日曜日から土曜日までの1週間）に各種事業が実施されます。

■目的

今日、石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることとしたものです。

■期間

毎年6月の第1週

（日曜日から土曜日の1週間）

※令和元年度は、

6月2日から6月8日までです。

■行事

- ・安全推進のための法規講習会
- ・タンクローリーの立入検査
- ・広報紙等での広報
- ・その他



令和元年度 推進ポスター

危険物とは？

消防法で定められたもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- 1 火災発生の危険性が大きい
- 2 火災拡大の危険性が大きい
- 3 消火の困難性が高い

※私達の身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。